都市計画の決定

●都市計画、国土利用計画

- ○都市計画法に基づき、都道府県が実施する都市計画、事業認可を行う。 〈区域区分等、市町村の区域を超える影響を持つ広域的・根幹的な都市計画 等〉
- ○国土利用計画法に基づき、府土地利用基本計画に係る業務を行う。

《広域的な都市計画の決定事務の大阪市からの受託》

広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する大阪市の事務を府に一元化。 <対象事務>

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)、区域区分 都市再生特別地区、臨港地区、都市施設(高速道路・国道、鉄道)、一団地の官公庁施設

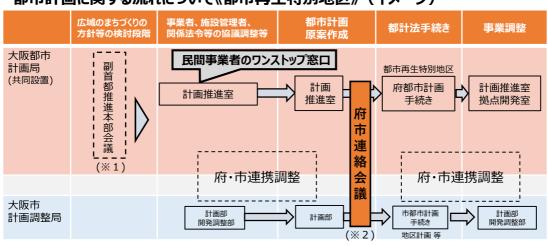
●ワンストップ窓口の設置

○民間事業者の負担軽減・利便性向上のため、都市再生特別地区等の活用を希望する民間事業者 のまちづくりの『ワンストップ窓口』を設置。

●大阪市との連携

○『府市連絡会議』を設置し、大阪府・大阪市の一体的なまちづくりを推進。

都市計画に関する流れについて《都市再生特別地区》(イメージ)



- (※1)大阪のまちづくりグランドデザインに、まちづくりの方向性として、都市再生特別地区の活用を位置づけている。
- (※2) 府市連絡会議は、府、市の都市計画部局で構成し、適宜開催して、都市計画手続きが円滑に進むよう情報共有と調整を行う。

